

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社 第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	3年 9月 1日～ 4年 1月 31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	AIAI NURSERY 西船橋 アイアイ ナーサリー ニシフナバシ		
所 在 地	〒273-0031 千葉県船橋市西船5-26-25 2, 3F		
交 通 手 段	京成西船駅より徒歩4分		
電 話	047-307-9202	FAX	047-307-9203
ホーメページ	https://nursery.aiai-cc.co.jp		
経 営 法 人	AIAI Child Care株式会社		
開設年月日	2017年4月1日		
併設しているサービス	延長保育事業（20時まで）		

(2) サービス内容

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	13	6	19	(施設長 1)
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	※常勤保育士1名：育休中
	14	1	1	※常勤看護師1名：育休中
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	2	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市役所 子育て支援部 保育認定課	
申請窓口開設時間	平日 9:00~17:00	
申請時注意事項	『船橋市 保育所等利用のご案内』による	
サービス決定までの時間	4月入園:2月下旬発表 その他:2週間程度	
入所相談	施設見学を実施(電話申し込みにて随時)	
利用代金	船橋市の規定に準ずる	
食事代金	船橋市の規定に準ずる	
苦情対応	窓口設置	有(株式会社 globalchildcare運営部)
	第三者委員の設置	有(民生委員)

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	『夢に向かって成長し続けよう』の経営理念のもと、『一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること』を保育理念とし、子ども達を『未来の力』と位置づけ、子ども達が将来、社会に貢献し、活躍できる存在となるために『人間関係の向上/社会力の育成』『精神衛生の向上/養護力の育成』『身体機能の向上/人間力の育成』を保育目標として取り組んでいます。そして、『子ども達が現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う』笑顔と元気の溢れた園を創造していきます。
特 徴	あい・あい保育園では子どもの育ちゆく過程の全体を大切に保育をしています。少人数制保育では子ども達一人ひとりに寄り添いながら、就学前プログラム・英語レッスン・食育プログラム・運動プログラムにも取り組んでいます。また、近隣に大きな公園が複数あり日々遊びに行く中で交通ルールを身につけたり、遊具や集団遊び、自然散策をして過ごしています。
利用（希望）者 へのPR	「もう一つの家」をコンセプトに、シンプルなデザインと落ち着いた家庭的な雰囲気の中、子どもたちに様々な体験を通しての学びの場を提供していきます。子どもたちが「未来の力を」育むために、根っことなる大切な時期を専門性の高い保育士が全力で支援します。あい・あい保育園独自のPAL（就学前能動学習プログラム）やFAINE（食育プログラム）などを保育内容に組み込みながら、子どもの主体的な姿を引き出せるよう個々を尊重した保育を行っています。またIT技術を取り込みながら、保護者の負担を軽減するようなサービスも多く提供させて頂いております。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子どもが健やかに成長できる環境と支援
保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を掲げており、保護者と保育者二つの愛(園の名前の由来となっている「あい・あい」)を受け、日々笑顔でのびのび過ごし、豊かで楽しい経験を通して健やかに成長できる支援が目指されている。保育目標である「人間関係の向上/社会力の育成」「精神衛生の向上/養護力の育成」「身体機能の向上/人間力の育成」が養われる保育が展開されている。また、子どもたちが「もう一つの家」として安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える教育機会の提供に取り組んでいる。
人材育成のための研修制度
法人の経営理念として「夢に向かって成長しつづけよう」を掲げ、施設長を対象とした目標会議があるほか、一般職員に対してはカンファレンスを行って目標を共有できるように取り組んでいる。また、知識や技術等の専門性の向上に向けて海外視察研修があるほか、PIQ選抜メンバーが習得した専門性を各施設で伝達することで、グループ園全体の質の向上が図られている。個人別のキャリアアップ研修や階層別研修などのほかに、新任の保育士に対して教育担当者による定期ミーティングも用意されており、職員一人ひとりが夢の実現に向けて成長することに取り組んでいる。職員からは、保育理念で掲げる「子どもたちが生まれながらに持っている素晴らしい力」を引き出すための更なる取り組みへの意見があがっており、専門職としての意識の高さと職員のチームワーク、積極的な組織風土がうかがえた。
利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる
年2回、保護者アンケートを実施し、行事の開催方法や職員の言動、応対についての意見をいたしている。意見を集計して主だった意見に対する回答をフィードバックしているほか、次年度の活動に活かしている。また、保育参観では日常的な保育の取り組みを見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。また、今年度からブログの内容が全社的に統一されたため、保護者に対して子どもたちの様子を伝える手段として、行事等の様子をまとめたドキュメンテーションを作成して掲示している。
遊びを充実させる環境構成のための取り組み
子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう日課を設定しているが、子どもが自由に遊べる時間を確保し、子どもの発達に合った玩具や興味や関心のある玩具を各クラスに用意している。玩具は子どもの様子や発達に応じて、入れ替え、追加するよう毎月の見直をしている。また、ままごとコーナーや製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなどを作りながらも、遊びが1つ1つ独立しないように、保育士が遊びを広げられるように関わっている。好きな玩具で子ども達が主体的に遊べるよう、棚から自由に好きな玩具を取り出せる工夫をしている。 ビルの2・3階を保育園として使用しているため園庭は無いが、2階は体育館のような板張りの遊戯室となっている。マットやトランポリン等も用意され天候を選ばずに体を動かせる環境が整えられている。
アクティブラーニングの取り組み
子ども達が遊びや生活を通しての学びを経験できるよう、身体機能の向上及び人間力の育成を達成するための運動プログラムとして『なないろキッズ体操』を実施しているほか、専門講師による英語との触れあいの時間も日常の保育に取り入れている。また、就学前能動的学习の取り組みとして、楽しながら学べる教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につける取り組みを行っている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。

さらに取り組みが望まれるところ

地域への貢献と連携

地域や社会の抱える課題に対しても組織として向き合い、地域の特性に応じて職員の専門性をもって地域の子育て家庭への支援を行っていくことを使命としており、園のしおりの冒頭に明示している。入園希望や見学希望者に対しては育児相談などの対応を行っている。

住民同士の繋がりの希薄化や核家族化による子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者の増加などの近年の社会的問題に対して、地域貢献・地域連携に向けた更なる取り組みが待たれるところである。

きれいな園内となるように整理整頓を行う

衛生管理についてのマニュアルに従い、各部屋の室温湿度を確認し、加湿器、空気清浄機、エアコンを使用し、冬季は床暖房も使用して子ども達が常に過ごしやすい環境で過ごせるようにしている。定期的に換気を行い、空気の入れ替えも行っている。衛生管理は、職員が毎日チェックリストに則って清掃をするほか、保育室・共用部も次亜塩素酸消毒を使用し毎日消毒作業が行われている。しかしながら、園全体目標に掲げる整理整頓については、定期的に取り組む仕組みづくりに課題を残しており、一般に言われる5S活動となるように活動サイクルの定着に向けた取り組みが期待される。

相談窓口の周知と保護者が気軽に相談できる仕組みづくりに期待する

園では、入園時に配布する園パンフレット・重要事項説明書に苦情解決制度について掲載し、説明をしている。また第三者の連絡先、法人窓口についても掲載し、園のエントランスにも掲示している。しかし利用者アンケート結果で「保護者の苦情等の窓口になっている職員を知っていて、言い易いですか」の設問で「はい」と回答された方より「いいえ」「どちらもいえない」と回答された保護者が多かった。保護者との更なる信頼関係の構築のためにも、保護者の意見や要望を聞く機会として、保護者が気軽に相談できる仕組みづくりに向けた更なる取り組みが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

相談窓口については、懇談会や行事など保護者が集まる場でも改めて周知し、日頃から何かあれば相談しやすい環境を作っていく。

園目標でもある整理整頓について、それぞれ担当場所を決めている為、月1回確認する日を設け、定期的にチェックできる体制を整える。

地域貢献、地域連携に向けた取り組みとしては今後も保育体験会を予定しており、子育て相談に更に力を入れ、相談がある方は電話でも継続して相談に乗れるように伝えることで、一層子育て支援に努めていく。□

□

□

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。		<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人・保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント)		<p>理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっており、向上目標・育成目標には人権擁護や自立支援の精神が盛り込まれている。保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながられに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げ、子ども達を「未来の力」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる為に、「・周りの人と関係を築く・周りの人の力になれる・周りの人に応援される」を保育方針とし取り組んでいる。「あい・あい」の名前は、子ども達に対する保護者と保育者二つの愛をあらわしており、家庭的であたたかく雰囲気の中で、一人ひとりの要求に耳を傾け、寄り添い、子ども達にとってもう一つの家になるようにとの願いが込められている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。		<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント)		<p>法人独自で作成した「社史」「就労の心得」を全職員に配付しており、新規採用者の研修なかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。理念や方針は、昼礼で唱和をし、言葉にすることで意識し、何かあった時には振り返れるように園のエントランスに掲示している。また、理念や方針を「理念の因数分解」をいう呼び方で、職員全員で言葉の意味を深掘りし、解釈を行うことをして共有している。行動レベルとして今後の業務でどのように活かすのかを考え、実行後の振り返りを行い、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。		<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント)		<p>利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、具体的な内容を入園案内のパンフレットや重要事項説明書を基に改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づいて支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みを周知している。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。		<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント)		<p>首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、施設長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。長期的計画や短期的計画を全職員で共通認識し、PDCAサイクルの一連の流れを繰り返し行い、保育の質の向上に努めている。園運営の基盤となる人材の確保については充足されていることから、職員一人ひとりに保育向上管理担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるよう取り組まれている。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。		<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のとともに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント)		<p>千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制として本社に保育事業本部が置かれている。施設長を対象とした法人の会議(全施設・千葉エリアの月2回実施)にて、法人全体の動向を把握するほか、重要な方針が決定された際は、会議の過程や決定事項が、全職員に理解出来るよう、その都度報告・連絡を行い周知が図られている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。なお、職員会議はファシリテーター(施設長)が進行し、参加者の合意形成や相互理解を促進させるようにしている。</p>

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を發揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 毎月の職員会議のほか、カンファレンス会議、リーダー会議などを行うことで、保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。施設長と職員で定期的に面談を行うほか、系列園の施設長が毎月来園し、職員面談を行い必要に応じて助言・教育を行っている。研修については個人別育成計画をもとに個々の希望に沿った研修を受けられるよう支援しているほか、市からの研修案内等のバックアップがあり、該当する職員が研修に参加している。職場の人間関係の状況の把握にも努め、働きやすい職場づくり、得意な分野を活かせるような仕組みづくりに取り組んでいる。職員の評価も一定の基準を設けて公平に行っている。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 新入職員を対象としたスタートアップ研修が実施されており、保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修等を行っている。職員には行動指針や倫理・道徳などについて記載されているマニュアル本「経験年数に応じた教科書」と手帳型の「社史」、全国保育士会倫理綱領を配布している。2021年度に配付された「就労の心得」では就労時に求められる適切な考え方・姿勢・言動を明示するほか、不適切な事例を挙げて日常的に確認できるようにしている。また、人権擁護のためのセルフチェックなどを実施している。法人には「コンプライアンス違反通報窓口」が設置されており、匿名でも相談できるようになっている。虐待防止やプライバシー保護・個人情報の取り扱い方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように研修を実施し、全職員に周知徹底を図っている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 法人で人事方針を策定し、キャリアパスフレーム(職能等級表)や共通基礎課程という人材育成の計画が明確にされており、eラーニングで受講する事になっている。ほかにもそれぞれのキャリアにあわせた研修制度が充実している。人事考課については職員面談の際に、自己評価の内容と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、職員に対して説明責任を果たしている。職員の異動・配置等については、本人の意向を調査したうえで、本部が計画的に進める体制となっている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。勤務体制はシフト制となっているほか、勤務状況については施設長が毎月法人労務課へ報告している。時間外勤務などが多い、気になる職員には抱えている仕事をピアリングし、事務時間の確保等を行っている。有給休暇の取得については職員の希望日でまんべんなく消化できるよう努めており、職員配置に問題がないことを確認して施設長が承認している。また、働きやすさや働きがいについて相談しやすい環境づくりを心がけており、3か月に1度施設長と全職員の1On1ミーティングを実施している。新卒の職員には専属の先輩職員をお世話係として配置し、相談しやすい環境で定期的に面談を行っている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に年度単位の研修計画が立てられ、研修に参加しスキルアップを図る機会が設かれている。さらに、法人で必要と考えるスキルが身につくよう、年間で計画された内容をeラーニングで学べる環境となっている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員の一人ひとりに対して先輩社員を専任の教育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。定期的なミーティング(1on1)を実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えると共に、新卒社員・教育担当両方の成長・質の向上に繋げている。		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講している。日常の援助では個人の意思を尊重するよう、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を満たすよう、施設長が現場に入って実践を通じて職員に伝えたり、事例をもとに考えたりする機会を設け職員同士で伝えあう事の大切さを確認している。また、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明しているほか、家庭での虐待の疑いがある際は、自治体や児童相談所と連携しながら対応する体制が整えられている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護規定を定め、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報の使用目的、保護者の同意を得ずに第三者に提供しないこと等を記述し、入園説明会の際に口頭でも説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で保護者への周知を図っている。また、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るよう努めている。職員に対しても、スタートアップ研修で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行い承諾書の提出をして頂いている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 年2回、保護者アンケートを実施し、行事の開催方法や職員の言動、応対についての意見をいただいている。意見を集計して主だった意見に対する回答をフィードバックしているほか、次年度の活動に活かしている。また、保育参観では多くの保護者が参加しており、日常的な保育の取り組みを見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にして、登降園時には施設長も出来るだけ対応に当たり、担任以外の保育士も積極的に声をかけるよう努めている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度を導入しており、施設長を苦情解決責任者、主任保育士・各担任保育士を苦情受付担当者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。周知については、入園案内・重要事項説明書への掲載、玄関での掲示、入園説明会の際には口頭にて丁寧な説明がなされている。また、本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の配付も行われている。苦情が発生した際は、法人のグループネットワークを通じて共有を図り、改善に向けて対して全職員に周知して対応を行っている。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 提供している保育が、より質の高いものになるようにするために「インスペクト」として千葉エリアブロックマネージャーと内部監査室監査人を評価者とした内部監査を行い、環境・運営・管理・書類・給食について園の評価が行われている。指摘のあった課題となる部分については改善に努めている。また、園内の行動レベルでの保育の質の毎月の振り返りを実施している。第三者評価は今年度初回の受審となり現在のところ公表には至っていないが、今年度に第三者評価を実施したので、公表予定である。		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルを職員全員が手に取りやすい場所に置いてあり、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し、実際の保育に不安なく当たることが出来るようになっている。日常の業務においてわからない事項があった場合にも、マニュアルに記載されている内容を確認する等の活用が図られている。また、マニュアルは法人全体で作成されるが定期的な見直しの際には、現場の声を施設長が法人に届ける方法がとられている。マニュアルの内容によつては現場の施設長等が原案を作り、グループ園全施設長から意見を出してもらって内容に反映させている。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 園見学については、法人のホームページの他、自治体のホームページや市の広報にも掲載されている。見学時には、園の理念や運営方針を実際の保育場面を見ながらリーフレットを使って伝えており、日頃の子育ての不安や入園にあたっての心配事などにも、丁寧に対応できるような体制をとっている。園の特色である、英語保育や体操保育、学習プログラムなどについても、見学時に説明し、質問事項があった場合には、その場で答えるようにしている。 園見学は、基本電話対応で希望者の要望に従い隨時行っている。繁忙時には、日時を決め数組同時にすることもあるが、できるだけ利用者のニーズに合わせるようにしている。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園前説明会時には、入園案内・重要事項説明書等が配布され、あいあい保育園としての理念や保育方針、年間行事や日課など、園の取り組みや考え方などが詳細な説明が行なわれ、説明後に同意書に署名捺印をいただいている。特に入園案内は、カラーの写真やイラストなどを多く用いて、利用者が視覚的にも分かりやすいように心掛けられている。また、アレルギーなどを含む子どもの健康管理や給食への対応、災害時の安全対策など、園の利用にあたっての留意事項についても分かりやすく明記するなど、初めて利用する方が内容を理解しやすいものとなっている。また、個別面接を行い、保護者の意向や依頼を確認した上で、面談表や児童票等に記録し、全職員で情報の共有に取り組んでいる。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 法人によって保育所保育指針をもとに、理念や保育目標子どもの発達過程に配慮した、全体的な計画が作成されている。また全体的な計画をもとに、背景にある家庭や地域環境をふまえた年齢別の年間カリキュラム、期間計画、月案、週案などの長期・短期の計画が作成され、職員会議によって全職員に周知されている。 年間カリキュラム、期間計画、月案、週案などの計画は職員が立案に関わることで、全職員が共通認識をもって取り組めるような仕組みとなっている。保護者支援や地域交流についても、それぞれ計画が立案されている。すべての計画は実践状況についての検証を行っているが、年度末に時間を取って振り返りを行い、その内容を職員間で共通理解する取り組みが行われている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連續性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。また、未満児に関しては、個別計画を作成している。現在、障がい児は在籍していないが、気になる子どもに関しては個別計画、個別配慮を明記し、毎月の会議において職員間で共有している。月案については、ねらいを達成するための生活の連續性、季節の変化などの環境構成を考え記載し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んでいる。月案は、実践内容の振り返りを行い、次の計画に反映させている。個々の子どもの様子や保護者支援、保育環境についても検討を行うなどにも積極的に取り組んでいる。		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント)		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント)		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント)		

長時間にわたる保育に対しては、年齢や体調・疲労の度合いなどの状況を踏まえながら必要に応じて、子どもが安定して過ごせる環境づくりをしている。延長保育時間はシフト制により全職員が関わるため、担当職員としての位置づけはないが、近い年齢区分で分かれて過ごし、時間や子どもの数に応じて最後は1つのクラスで過ごしている。長時間の利用でも、子どもが飽きることなく過ごせることができるように、玩具や遊び等の提供の他に水分補給や補食、休息といった配慮にも努めている。引継ぎ事項は延長保育日誌や伝達事項の用紙に記載し、保護者にその都度伝えている。

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 子ども一人ひとりの心身の健やかな成長と発達を支える上で、保護者との連携や家庭生活との連続性を重要としており、連絡アプリを活用して、お子さんの様子や連絡事項を伝え、コミュニケーションを図っている。また、園での様子を伝える手段として、ブログを活用しており、クラスの様子などを毎日写真付きで更新している。保護者会、保育参加、保育参観を年に1回以上開催し、クラスの様子や今後の保育について伝え、保護者同士の交流も持てるようになっている。個人面談は年2回以上行い家庭での様子や保育園での様子を情報交換している。また、9月と3月にお子さんの成長の様子を記録したAIAIレポートを配布している。就学に向けては、近隣の小学校へ散歩に行ったり、行事を行い、繋がりを持てるようになっている。また5歳児担任が年長園児の保育要録を作成し、就学予定小学校に送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合は、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康状態、発育、発達状態が把握できるように、嘱託医による年2回の内科検診と歯科医による年1回の歯科検診を行い、その結果を家庭と共有することで子どもの健康維持の継続を図っている。検診により、気になる点が確認された場合には、保育者が医師から内容を確認し、保護者に申し送りを行う体制となっている。また毎月、身体測定を行い、成長曲線や乳幼児の発育状態の程度を表すカウブ指数を把握することで、子どもの成長度合いを記録するとともに、必要に応じて担当者が保護者と面談を行い、食生活や運動などへの助言を行うことで、家庭との連携のもと、子どもの健やかな成長を見守る仕組みとなっている。受け入れ時に健康観察を行ない登園時や午睡明けには必ず検温を行って、保育日誌にその内容を記録している。日中に気になる様子がある場合においても検温を行なう等、随時体調の変化を把握できるように取り組んでいる。子どもの様子を見て気になる事項があった場合には、不適切な養育の兆候や虐待の有無も含めて、保育日誌に記録をとり、必要に応じて児童相談所等の関係機関に連絡をするなどの対応を行っている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病的発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中に体調が悪くなった子や傷害が発生した際には、子どもの状態に応じ、保護者に連絡をして状況、状態を伝え必要な処置を行っている。事務所の一角に医務スペースを設け、救急用の薬品や材料を常備しているほか、下痢や嘔吐の処理を職員が的確に対応できるようにしている。また、自治体・嘱託医から近隣の感染症の情報を得て、保護者に周知したり、感染症が発生した際には、掲示をして保護者に周知し、流行の拡大防止に努めている。 1年を通じ水分補給を徹底し、職員、子どもの手洗い・うがいの励行で感染症の予防に努めている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人の感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べことや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 園では食育を大切に考えられており、1年を4期に分けて1歳児から5歳児まで食育計画を立案し、子どもの興味、関心に合わせた内容で食育に取り組んでいる。体験・経験を通して楽しみながら食べ物への関心を高め、作る人や自然の恵みに対する感謝の気持ちを育む取り組みとなっている。プランターで野菜を育て収穫し、幼児はクッキングまでつながるよう連続性のある取り組みで食育の推進に努めている。 食事に個別の対応が必要な子に対し、毎月の給食会議で保育士と調理師間で話し合い、適切な対応を取っている。また、調理師も積極的に食事時間に保育室に入り、子どもの喫食状況を見たり、保育士と情報交換をしている。アレルギー児には、個別に献立表を渡し保護者に承認をもらい除去または代替え食品で対応している。またマニュアルに沿って、誤飲・誤食がないよう万全を期している。		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 子ども達にとっての「もう一つの家」をコンセプトとして掲げ、常に過ごしやすい環境で保育が行えるように、衛生管理についてのマニュアルに従い、各部屋の室温湿度を確認し、加湿器、空気清浄機、エアコンを使用し快適に過ごせるようにしている。定期的に換気を行い、空気の入れ替えも行っている。冬季は床暖房も使用している。衛生管理は、職員が毎日チェックリストに則って清掃をするほか、保育室・共用部も次亜塩素酸消毒を使用し毎日消毒作業が行われている。子どもたちが使う玩具、とくに乳児に関しては口に入れても大丈夫なように毎日消毒し、充分な衛生管理を行っている。子どもの手洗いに関しては、30秒の手洗いを指導し、使い捨てのペーパータオルを使用することで、衛生面と健康面に十分に配慮した保育環境となっている。遊んだ後の手洗い・うがい等に関しては徹底した指導がなされている。食後の口拭きやぶくぶくうがい、歯磨きなどの習慣も身につくようにしている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故対応マニュアルが整備されており、全職員への周知が図られ、慌てることなく適切な対応が取れるよう取り組んでいる。事故発生時や子どもが怪我をした場合は、事故報告書に状況を記録し法人本部に提出するほか、全職員への周知徹底が行われて、同様の事故が起きないよう未然に防げる対策に取り組む体制となっている。また、ヒヤリハット報告書の事例を共有し、設備、園庭遊具の点検は担当者が毎週行い、破損などを発見した際はその都度報告している。散歩に出かける際は、必ず園外散歩記録に記し、横断旗や笛を持って出かけている。不審者への対策として年1回不審者訓練を行なっている。さらに地域で不審者情報がでた場合においても行政と連携を図るなど必要な対策をとった対応にあたっている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 非常災害時に備えて職員の役割分担がされており、毎月、避難訓練を実施して非難時の連携等の確認にも努めているほか、評価反省を行なって次月への訓練へと繋げている。また、年に2回は総合避難訓練を行い、第一避難場所、第二避難所までの避難訓練として全園児で移動している。災害時、長時間子どもを園内で保護する状況を想定し用意されている備蓄品に関しては、定期的な確認を行い、安心・安全確保のための体制を整えている。災害時には各家庭への連絡手段として一斉メールで通知する旨を入園時に伝えている。実際に保育時間に地震があった場合はブログに状況を上げている。保護者にはメールやブログを通じて安否情報が伝達される仕組みとなっており、保護者、職員共に情報共有ができるような体制となっている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 年に3回保育体験会を行い、実際に園での保育を体験していただいたり、子育て相談の時間を設けている。自治体からの情報や市の園長会議等の話題を通して情報収集し、地域の子育てニーズの把握に努めている。地域との関わりとしては、日常的に行なっているお散歩において近隣住民の方々挨拶を交わしたりするほか、運動会等の行事を地域の小学校で行ったり、年長児と小学生との交流となるよう小学校への見学に出かけたりしている。地域の公共施設の利用を通じて社会体験が得られる機会も作っており、社会性の基礎や公共のマナーの大切さが伝えられるなど、社会体験が得られる機会を設けている。		